

C-0028



3

極秘

14. 6. 8

丙

接 受 昭 和 四 年 六 月 八 日	管 行 第 三 八 六 號	決 裁	昭 和 四 年 六 月 八 日
起 案 昭 和 四 年 六 月 八 日	施 行	昭 和 四 年 六 月 九 日	完 結
			昭 和 四 年 六 月 九 日

管理局長 行政課長 主任

文書課長

航空

朝鮮 資源課長

南洋 調査課長

南洋 官

南洋 官

南洋 官

部 長

航空

C-0028

國民徵用令要綱案ニ関スル件

六月二日附管行第三八二號ヲ以テ送付致シ置キタル

本要綱案ニ関シ其後法制委員會幹事會

ニ於テ審議ノ結果別添ノ通修正セリタルニ付

御了知相成度 尚本件ハ来ル十日法制委員會

同幹事會(併行)十四日總動員審議會ニ附

議セラルル豫定ナルヲ以テ本令中員管下施行等

(起案用紙三號ノ二)

(日本標準規格 B 5)

ニ関スル中員見至之御同電相成度

別紙添附

石 務 省

C-0028

管第3576號
14.6.19
拓務省

管第386号
14.6.19
拓務省管理局

秘

官

官秘第八六號

昭和廿四年六月十七日

朝鮮總督官房資源課長代理 井坂圭一 良

管理局長

行政課長

事務官

拓務省朝鮮課長

田中武雄 殿

國民徵用令要綱案ニ關スル件

六月九日附管行第三八六號ニ依リ御照會アリタル首題ノ件ニ關シテハ

六月十三日同電致シ置キタルヲ以テ御含ミ置相成度

尙本要綱案第二十三ハ内閣總理大臣ニ協議スベキ重要事項ノ内容不明

ナルモ六月十三日同答ノ趣旨ノ通御取計相煩度

朝鮮總督府

日本標準規格 B5 (257 x 182mm)

C-0028



拓務省

管理局長

行政課長

事務官

國民徴用制ノ實施施ニ関スル外地意見

朝鮮

1. 原則トシテ内地ヨリ徴用ニ應ジ難シ

2. 國民登錄事務整備ノ都合上(外地二月一日施行)及従

業者者傭入制限令實施施(外地四月一日施行)期日等ノ旨

係上昭和十五年一月一日以前施行ハ困難ナリ

3. 第六條第二項ハ削除セラレシム

台湾

1. 内地ト同時ニ施行セラレシム

2. 第五條第十條及第六條第十七條中「及」

并西野(海田)

(日本標準規格B5)

拓務省

大臣ト所管大臣ト關係ニ関スル規定ハ第六條二十四條ニ依
ル軍隊保護上特ニ必要ナル場合ニ於テ陸海軍大臣
カ存シ大臣之儀ニ場合ノ外必要ナキニ認ム

樺太

意見ナシ

南洋

意見ナシ

并西野(海田)

(日本標準規格B5)

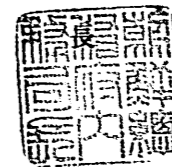
C-0028

省管第503號
14.6.17
拓務省

管第386号
14.6.17
拓務省

昭和十四年六月十四日

朝鮮總督府 内務局



拓務省 朝鮮部長 殿

國民徵用制ノ實施ニ關スル件
國民徵用制令案ニ對シテハ別途資源課長ヨリ意見回報濟ナルガ朝鮮ニ於ケル本令ノ施行期日ニ付テハ國民登録事務整備ノ都合上及從業者備入制限令ノ實施期日ガ來ル八月一日ナル點等ノ實狀ニ鑑ミ昭和十五年一月一日以前ニ於テ本令施行期日ヲ決定スルコトハ困難ノ事情アルニ付右御含ミノ上可然御取計相成リタシ

國定規格B5 (182 x 257mm)

(太平堂納)



拓行第386號 昭和十四年六月十三日午後五時五分 分受主任

(電報譯文用紙甲)

宛名 朝鮮部長

發信人

朝鮮 官子資源課長

電報譯文

本令(ハ)國民徵用令等ニ關スル件

管理局長

行政課長

事務官

本令朝鮮施行ニ關レテハ第一條ニ項ハ削除

セシレ度其他ハ別段意見ニ付スルベク御取計相煩度

猶本令法文上ハ被徵用者ノ内外地間交流ヲ爲シ

得ザルモノト解セラルモ若シ本令制定ノ趣旨カ内外

(日本標準規格 B 5)

拓務省

C-0028

ヒテウレノ音聲ノ
邊上ハハル

地間ノ交流ニアリトナルモ 朝鮮ノ現況ニ於テハ	ヒテウ	資格者需要ニ比シ著ルシク不足ノ	被用	狀況ニシテ原則トシテ地ヨリノ徵用ニハ適ジ	得ラレザルノミナラズ反ツテ地ヨリノ等資格者ノ	轉入ヲ必要トスル現況ニ付其ノ旨豫メ御合置相成	度	レ
------------------------	-----	-----------------	----	----------------------	------------------------	------------------------	---	---

(電報用文用紙乙)

拓務省

(日本標準規格 B5)

C-0028

電 報

送付通電符號

ニ
 カンコウリウヲナシエサ
 テイノシユシガ ナイガ
 ヲセシノゲ ンキヤウニオ
 ヨウニヒシイチヲ ルシク
 カンコウリウヲナシエサ
 ルモノトカイセラルルモ
 テイノシユシガ ナイガ
 イチカンノコウリウニア
 ヲセシノゲ ンキヤウニオ
 ヨウニヒシイチヲ ルシク
 カンコウリウヲナシエサ
 ルモノトカイセラルルモ
 テイノシユシガ ナイガ
 イチカンノコウリウニア
 ヲセシノゲ ンキヤウニオ
 ヨウニヒシイチヲ ルシク

殿

送付通電符號 送付通電符號

14.6.14
 14.6.14
 14.6.14

電 報

送付通電符號

中譯 295

ニ
 カンコウリウヲナシエサ
 テイノシユシガ ナイガ
 ヲセシノゲ ンキヤウニオ
 ヨウニヒシイチヲ ルシク
 カンコウリウヲナシエサ
 ルモノトカイセラルルモ
 テイノシユシガ ナイガ
 イチカンノコウリウニア
 ヲセシノゲ ンキヤウニオ
 ヨウニヒシイチヲ ルシク
 カンコウリウヲナシエサ
 ルモノトカイセラルルモ
 テイノシユシガ ナイガ
 イチカンノコウリウニア
 ヲセシノゲ ンキヤウニオ
 ヨウニヒシイチヲ ルシク

官報親展

殿

送付通電符號 送付通電符號

C-0028

電報

社管通電

日 時 分

者 價 送

者 送 附

日 四 五

500

電報局

シテナイチヨリノテウヨウニハオウシ エラレサルノミナラズカ

ヘツテナイチヨリコレラシカクシヤノテニウラヒツヨウトスル

カニヤウニツキソムネアラカシメオオル「ニチアソク」

Handwritten signature

殿

電 報 局

日 四 五

C-0028

管第386号
14.6.15
拓務省管理局

六ツキ九ヒツケカンコウミハ六コクミンチヨウヨウレイヨウウア
 シニカンズルケンナイチトフシニシコウイタシタシナホ六
 ツキハヒツケカイドウイタシオキタルチンホウニツキサンシヨ
 ウアリタシレタイワシソウトクフカンホウチウサカチウ

中 3162

五九七 トウケウイウヒン
 リム六 タイホク七四二 〇四〇七
 トウケウシヨウ
 カンリキヨクチウ殿

管第3436号
14.6.15
拓務省

14.6.14

14 JUN 14 PM 5:36

國
 内
 以上各府に不
 施行致シ度シ

電報譯文	
宛名	管理局長
發信人	臺灣總督府調査課長
拓 第 三 八 六 號	昭和十四年 六月 八 日 午後 六 時 分 受 主任
六月九日附管行第三八六號 國民徵用 令要綱案ニ因ル件ニ 内地ト同時ニ 施行致シ度シ 尚六月八日附回答 致シ置キタル電報ニ付参照アリ度	

拓務省

(日本標準規格 B 6)

(電報譯文用紙甲)

C-0028

(電報譯文用紙用)

拓 第 號 昭和十四年六月八日午後 時 分 受 主任

宛 名 管理局長

發 信 人 臺灣總督府官房調査課長



電報譯文

五月二〇日附管行第三八次第國民徵用令ニ關スル
件ニ本府ニ於テハ異議無シ但シ同徵用令案中
第五條第十條乃至第十四條及第十七條中
厚生大臣ト所管大臣トノ關係ニ關スル規定ハ第
二十四條ニ依ル軍機保護上特ニ必要ナル場合ニ於テ
陸海軍大臣ガ厚生大臣ニ代ル場合ノ外必要
ナキモノト認メラルニ付為念

管理局長

行政課長

拓 務 省

(日本標準規格 B 5) 赤澤製

C-0028

電 報

14.6.9

中 3605

午 時 分 秒

コウセイタインニカハルハアイノホカソノヒツヨウナキ
 トウケウアルハアイニオイテリクカイカクシヤイヨダシ
 テイハタイニシヨカンダインントノカンケイニカンスルキ
 セイタイジンシヨカンダイン

14.6.9

中 3605

午 時 分 秒

官 報

トウケウアルハ
 リムニセ四タイホクハ
 タクムシヨウカンリキヨクキフ

五ツキニ〇ヒツケカンコウダ
 イアンニカンスルゲン
 ドウチヨウレイアンチユウ
 ナイシタ
 イー四シマウオヨ
 タイ
 ヤウハタユウ

ニオイテハイキナシタ
 ナンチヨウレ
 照會中ニ付
 回答アリ次第御
 知可取候

14.6.8
 14.6.-9

C-0028

拓務省
電信局
昭和十四年七月十五日午後一時三十分

(電報譯文用紙甲)

拓務省第三八六號

宛名 榊理命長
發信人 榊太一郎

電報譯文

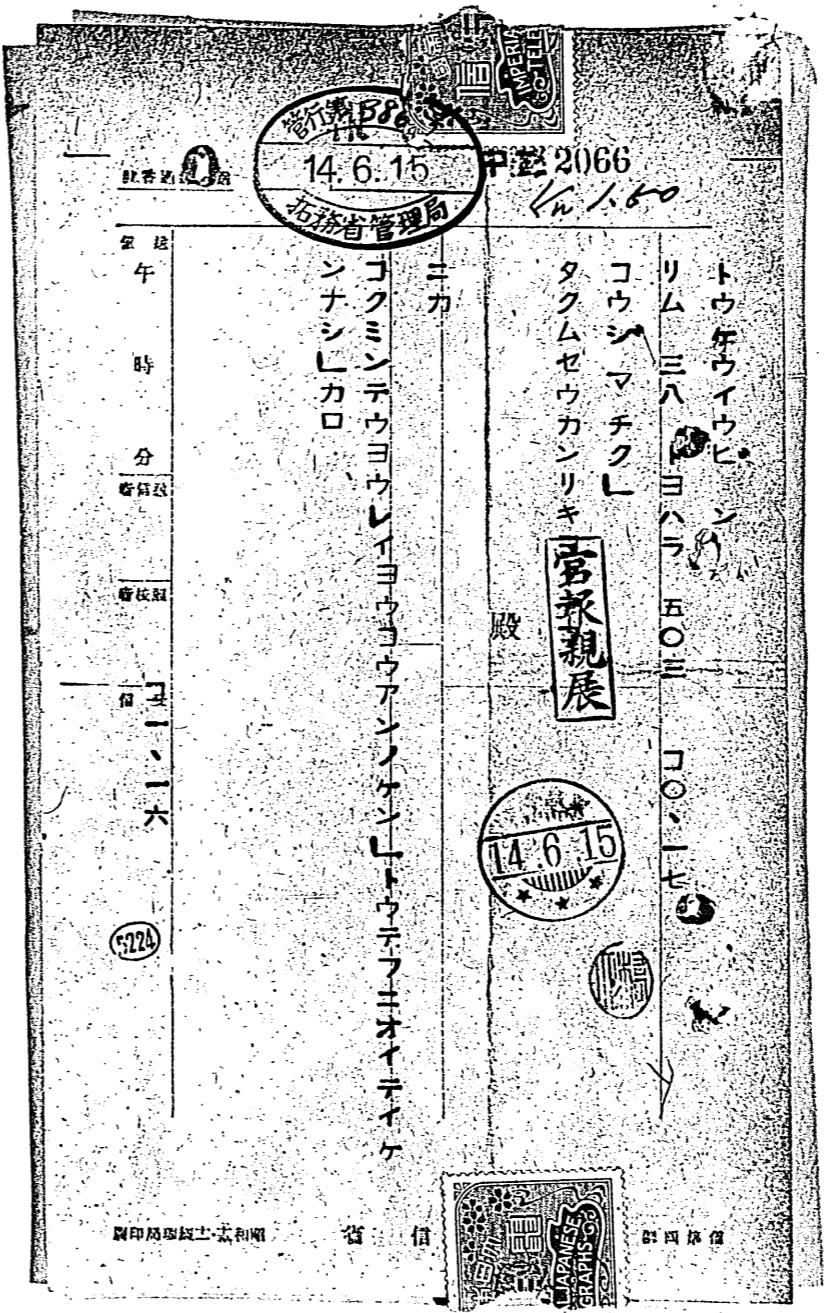
國民徵用令受領安下ノ件ニ當リテ

ト見入ル無シ

拓務省

(日本標準規格 B 5)

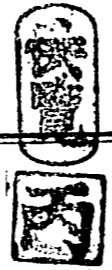
C-0028



C-0028

管第3402號
14.6.13
拓務省

管第386号
14.6.13
拓務省管理局



拓第	號	昭和十四年六月十二日午後五時五分受		
		發信局 主任		
宛名	拓務次官	發信人	南洋廳長官	
電報譯文 (親展)				
五月二十日附管行第三八六號國民徵用令要綱案竝ニ南洋群島同時施行ノ件別段ノ意見無シ				
右同答ス				
管理局長 行政課長 事務官				

拓務省

(日本標準規格 JIS)

管第323号
14.6.-6
拓務

管第386号
14.6.6
拓務省管理局



拓第	號	昭和十四年六月五日午後七時五十分受		
		發信局 主任		
宛名	拓務次官	發信人	樺太廳長官	
電報譯文				
六月二日電照ノ件當廳ニ於テモ施行致度ニ付可然御取計相成度				
管理局長 行政課長				
備考 六月二日電照ノ件ハ國民徵用令ニ關スル件ナリ				

拓務省

(日本標準規格 JIS)

C-0028



15710

中郵 3269

徳官報 親 展 殿

一四三 トウケウイウビ
ホリ 五九 トヨハラ 五二八 コ五、五四

ウチニカ
六ツキニヒデ ンセウノケン トウテウニオイテモシコウイタシ
ニツキンカルベ クオトリハカラヒアイアリタシカ



SP JUN 15 PM 6:55



C-0028



報

505

陸海軍通信

第295号

日 時 分
午後
四、九

ニカ
五ツキニ〇ピツケカンケ
ウタ イ三八六ゴ ウコクミンチウヨウ
レイヨウコウアンナラビ ニナンヨウク
ノケンベツタ ンノイケンナシミギ
カイトウス」テウカン

タクムシヨウレ
タクムシカン

官報親展

二七五 トウケウイウビ
リハ九〇ハ
ヲオ一〇三
一九



陸海軍通信

第295号

C-0028